

随意契約の結果

平成19年4月1日～4月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
事務所賃貸借契約	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	金沢中央ビルディング(株) 金沢市丸の内4番12号	20,516,952円	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き事務所を賃借する必要があるため。	
事務所清掃業務	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	中部ビル管理(株) 金沢市片町2丁目2番15号	1,935,288円	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため。	
複写機保守	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	富士ゼックス北陸(株) 金沢市中橋町11-18	3.5円/枚	会計規程第25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 2,400,000円
電話交換機保守	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	沖ウインテック(株)関西支店 大阪市中央区本町3丁目4番8号	1,134,000円	会計規程第25条第1項 当該機器の複雑な機器構成及び最新の状況を理解しており、契約相手方として最も相応しいため。	
複写機保守	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	リコー関西(株) 大阪市中央区谷町4丁目11番6号	2.8円/1枚	会計規程第25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 4,000,000円
複写機保守	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	キャノンマーケティングジャパン(株) 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目7番2	2.3円/1枚	会計規程第25条第1項 契約相手方は、保守を行う上での専門知識を有しており、当該機器を熟知しているため。	単価契約 年間想定金額 2,000,000円
宿舍管理	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	大阪ガスセキュリティサービス(株) 大阪市淀川区十三本町3-6-35	1,383,480円	会計規程第25条第1号 宿舍管理に際して必要とされるノウハウを有しており、契約相手方として最も相応しいため。	
事務所賃貸借契約	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝3丁目33番1号	2,420,076円	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き事務所を賃借する必要があるため。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。

独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
事務所賃貸借契約	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	関電不動産株式会社京都支店 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614	契約当事者間の 約定により非公 表	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き事務所を賃借する必要があるため。	
宿舍借上	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月1日	(株)三隆 大阪府豊中市中桜塚2丁目22番1号	1,800,000円	会計規程第25条第1項 宿舍として相応しい物件の賃貸人であるため。	
事務所清掃	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	ファースト・ファシリティーズ・ウエスト(株) 大阪市北区茶屋町18番21号	6,795,000円	会計規程第25条第1項 契約相手方が共用部分や他社の持分を含む事務所のビル全体の清掃を行うこととされているため。	
昼食補助券購入	近畿支店契約担当役 八野行正 大阪市中央区南本町4丁目5番20号	平成19年4月2日	(株)パークレー ヴァウチャーズ 東京都千代田区九段南3-19-14	4,704,000円	会計規程第25条第1項 事務所所在地近傍の複数店舗における利用が可能であり、契約相手方として最も相応しいため。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)当機構会計規程施行細則第40条の規定に基づく公表である。